

- 2. 解社時之全社に對し全社財(百五十圓)を支拂之下、
- 1. 今回之事件に對し他に嫌疑者なき事以下、
- 4. 今令社党内に傳へ支拂つて済ませ下、

① 何れも年若輩迄工場より幸之 阿南梅苑 (六一三〇五)

伊豆地 廣島市船の所

伊豆地 三ノ内

伊豆地 男一丸名、七三名 是加者 今上全部

伊豆地 労働 日中労働先陣海軍 廣島一級労働者伊豆

伊豆地 船陸邊

事實上の最近 廣島労働部宛に加盟して沖本代表は三月十日
解社を五月十日分のし五月十日に支払し解社を完了す (一) 社内は社
若依の行動は方針以下 (二) 新事業の中で、職工の面を多禁す (三) 財

界不況の移柄、付此際資金一刻も下レテ一解社を申請し先

に一般社員の被解社者と同様にして工場主の措置に反抗し全社員の労働

協会の加担して左記要求を提出す 五月十日に労働部より決り

1. 沖本代表は五月十日に労働部宛に切實な説明を此

際迄行ふに解社を急ぐを要す

2. 全社員の労働を止むに上工場主より左記説明を要す (一) 今回

沖本の解社を急ぐに全社員の利益を計りて工夫運動を急ぐに

3. 出来合の工場に解社を急ぐに保障を要す (一) 今回

而して職工側代表者流は本新一社を工場主と同様にして

衝つ結果十月十日に労働部宛に切實な説明を提出し労働部

解社を急ぐに要す (一) 今回

1. 職工側代表は五月十日に労働部宛に切實な説明を提出し労働部

五月十日に労働部宛に切實な説明を提出し労働部